

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護を受けようと考 えている方、保護が決定した方に、
保護の制度について知っていただきたいことが書いてあります。

わからないことや、相談のある方はお気軽に市役所1階13番の生活福祉相談
の窓口（生活福祉課）までお声かけください。

保護が決定した後も、必要なときにいつでも読めるように大切に保管してく
ださい。

せい かつ ほ ご てつづ 生活保護の手続きのながれ

- 1 相談 市役所生活福祉課へご相談ください。
- 2 申請 申請の意思があれば、申請書を提出してください。
- 3 調査 生活状況や収入・資産状況などを調査します。
- 4 審査 生活保護が利用できるか審査します。
- 5 決定 審査結果をお知らせします。
- 5 受給開始 保護費の支給や支援が始まります。



森っこサンちゃん

せいかつ ほ ご 生活保護とは

1 生活保護の制度と目的

生活保護は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。高齢や病気で働けなくなった、働き手が亡くなったなど、様々な事情で生活に困っている場合に、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように援助することを目的としています。

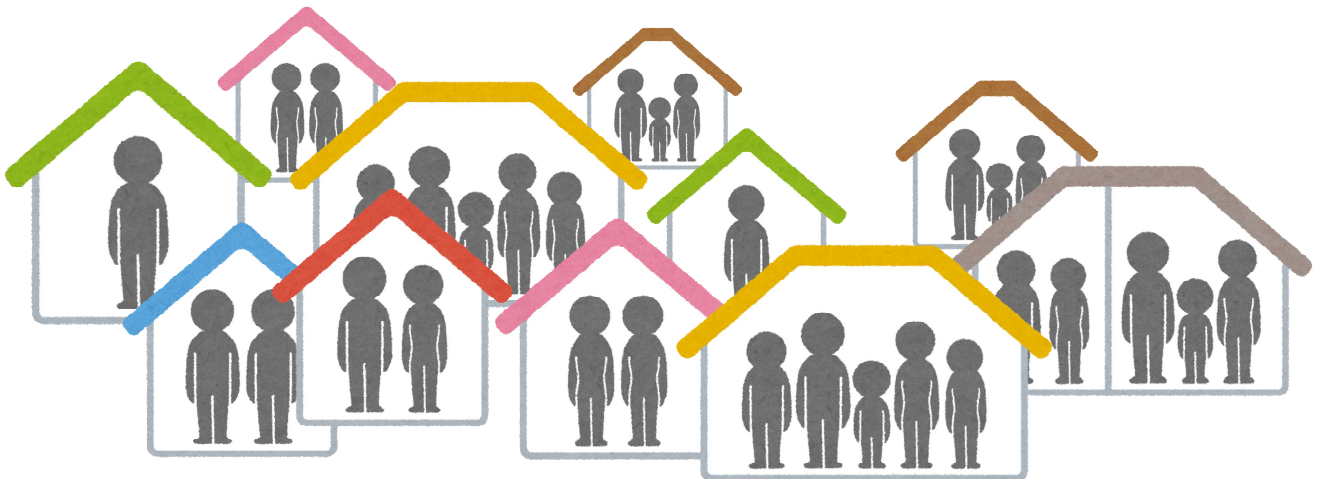


2 世帯単位の原則

生活保護は、「世帯単位」で受けることが原則です。「世帯」とは、一緒に生活し、生計を共にしている状態のことをいいます。住民票上や税法上の世帯とは必ずしも一致しません。

同居していなくても、出稼ぎに出ている、病気で入院しているなどの場合は、同じ世帯として認定されます。

特別養護老人ホームに入所している方や日常の世話のために転入した方など、その時の状況・条件によっては、世帯を分離する場合があります。



生活保護の手続き (相談・申請から保護開始まで)

1 相談

生活に困っていて相談したい、生活保護の制度について知りたいなど、ご相談をお受けします。ご本人が来所できない場合は、ご家族の方からのご相談もお受けできます。また電話でも相談をお受けします。

相談窓口では、家庭状況やお困りの状況などをお聞きし、生活保護の必要性、ほかの社会保障制度の活用も検討します。(生活保護相談の窓口以外にも就労相談や貸付、家計相談などの相談窓口があります。)

生活保護よりも有効な制度や方法がある場合には、ほかの制度利用を勧めることもあります。生活保護の制度について説明しますので、制度内容を確認した上で、保護申請するかどうか検討してください。



相談するところ

あきる野市役所 生活福祉課保護係 (1階13番窓口)
電話 042-518-7208 (保護係直通)

※ 来所する前に電話で予約していただければ、当日お待たせせず、相談をお受けできます。

2 申請

生活保護を受けるには、ご本人による申請が必要です。ご本人からの申請が困難な場合はご家族からの申請も可能です。「生活保護申請書」、収入状況の書類などを提出していただきます。申請時に、はんこ、通帳、アパート等の賃貸契約書、就労収入の給与明細書などをお持ちください。なお、書類が揃っていなくても申請は可能ですが、申請後速やかに提出してください。



3 調査・審査

保護が必要かどうか、預貯金などの資産や収入状況の確認、自宅などへの訪問調査、親族への扶養確認調査などを行います。

申告していただいた資産などの内容確認のほか、銀行や保険会社などへ調査も行います。



4 決定・結果通知

原則として、申請日から14日以内に生活保護が受けられるかどうか、結果を通知します。(特別な事情がある場合など、最長30日間調査を行うこともあります。)

多額の預貯金や十分な収入がある場合など、保護申請が却下されることがあります。

5 受給開始(保護が決定したら)

保護が決定したら、保護費の支給が開始されます。申請した月は、基本的に日割り計算で計算された額が支給されます。(保護が決定しても、世帯の最低生活費(生活費・住宅費相当額等)を超える就労収入及び年金収入額等がある場合には、保護費の支給額がないことがあります。)

保護開始後は、地区担当員(ケースワーカー)が決まります。ケースワーカーは、自立や生活の維持向上のため、年に数回家庭や施設へ訪問したり、保護費の変更手続きなどを行います。

不安なことや分からないことはケースワーカーに相談しましょう。



生活保護の制度について

1 生活保護を利用するにあたって必要なこと

生活保護は、世帯員全員が、資産、能力そのほかあらゆるものを、その最低限度の生活のために活用することが前提です。

資産の活用

多額の預貯金や有価証券などの資産があれば、最低限度の生活の維持のために、原則、活用することが必要です。



開始時の所持金

その世帯の最低生活費の一定割合以下の額については、開始時に保有したまま保護が受けられます（超えている場合は、開始月の保護費を調整します）。



自動車、総排気量125ccを超えるオートバイ

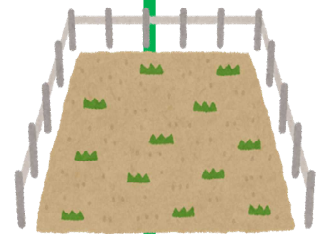
保有・運転は原則認められません。ただし、特別な事情により認められる場合もありますので、ご相談ください。（処分前でも、生活保護の申請はできます。）

※特別な事情とは、身体的な障がいなどでバスや電車での通院ができない場合や、自動車以外での通勤ができない場合など。



不動産の活用

居住用の土地は、処分価値が大きい場合を除き、基本的に保有が認められます。現に自分で居住するために保有する不動産（土地・建物）以外の不動産は、原則売却等により活用することになります。また、住宅ローンが残っている場合、生活保護費からローンの支払いをすることは原則できません。



生命保険などの活用

一定額を超える学資保険、積立金や解約返戻金がある場合は、解約や貸付を受けるなど、活用を指示することがあります。



のうりよく かつよう 能力の活用

せたい なか はたら hito ばあい のうりよく おう
世帯の中に働ける人がいる場合は、その能力に応じて
はたら しゅうろう
働きましょう。就労したくても、うまくいかないときは、
しゅうろうしえんいん そうだん う
就労支援員が相談をお受けします。



た かつよう その他のあらゆるものの活用

ねんきん てあて じどうてあて しゃかいほしょうせいど
年金や手当（児童手当など）など、ほかの社会保障制度など
きゅうふ う ばあい かつよう ゆうせん
で給付が受けられる場合は、それらの活用が優先されます。



2 ふようぎむしゃ ふよう 扶養義務者の扶養

民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、保護に
ゆうせん おこな きゅうはく じゅう ばあい ひつよう ほご
優先して行われます。ただし、急迫した事由がある場合に、必要な保護を
さまた ふようぎむしゃ しょうかい
妨げるものではありません。また、扶養義務者への照会を行うかどうか
こ こ じょうきょう きき はんだん ほご ようけん
は、個々に状況をお聞きしたうえで判断しています。「保護の要件」とは
こと そうだん
異なりますので、ご相談ください。

3 せいかつ ほごひ 生活保護費

せいかつ ほご くに きじゆん さいていせいかつひ せたい しゅうにゆう きゅうりょう ねんきん
生活保護は、国の規準による「最低生活費」と「世帯の収入（給料、年金、
しおく てあて ひかく しゅうにゆう さいていせいかつひ したまわ ばあい
仕送り、手当など）」を比較して、「収入」が「最低生活費」を下回る場合
う うわまわ ばあい う せいかつ ほごひ
に受けることができ、上回る場合には受けられません。また生活保護費は、
した ず しゅうにゆう ばあい さいていせいかつひ しゅうにゆう ひ
下の図のとおり、収入がある場合は、「最低生活費」から「収入」を引
ふそくぶん しきゅう
いた不足分が支給されます。

ほご う ばあい しゅうにゆう さいていせいかつひ したまわ
<保護が受けられる場合> 収入が最低生活費を下回るとき

さいていせいかつひ
最低生活費

せたい ぜんしゅうにゆう しゅうろう ねんきん てあて
世帯の全収入（就労・年金・手当など）

ほごひ
保護費

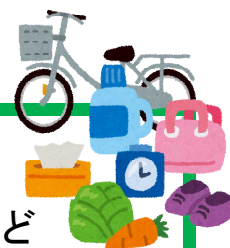
ほご う ばあい しゅうにゆう さいていせいかつひ うわまわ
<保護が受けられない場合> 収入が最低生活費を上回るとき

さいていせいかつひ
最低生活費

せたい ぜんしゅうにゆう しゅうろう ねんきん てあて
世帯の全収入（就労・年金・手当など）

4 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助と臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助（※）などがあり、必要に応じて支給されます。



1 生活扶助	生活のための費用 食べるもの、着るもの、電気・ガス代など	
2 住宅扶助	住宅のための費用 家賃・間代など	
3 教育扶助	義務教育（小・中学校）のための費用 教科書代や給食費など	
4 医療扶助	けがや病気の治療のための費用 医療費（入院、外来）、薬代など	
5 介護扶助	介護サービスを受けるための費用 居宅や施設でのサービスなど	
6 出産扶助	出産のための費用	
7 生業扶助	高校の就学に必要な費用 仕事につくための費用など	
8 葬祭扶助	葬儀のための費用 葬祭を行う扶養義務者がいないときなど	

※ 一時扶助は次ページを参照してください。）

生活保護を受けることができない方

暴力団などの反社会的勢力に所属している方

ほかの福祉事務所で生活保護を受けている方 など

いちじふじょひ 一時扶助費などについて

じぜん しんせい ひつよう ちくたんとういん そうだん うえ しんせい
事前の申請が必要です。地区担当員に相談の上で、申請をしてください。

1 生活や住宅などに関するもの



○被服費

ふとん ふとんい な ばあい まった しょう た ばあい ひよう
布団……………布団類が無い場合、全く使用に堪えない場合の費用

ひふく ひふく な ばあいまた まった しょう た ばあい ひよう
被服……………被服が無い場合又は全く使用に堪えない場合の費用

ほ ご かいしじ ちょうきにゆういんご たいいん にゆうしょご たいしよじ
(保護開始時、長期入院後の退院、入所後の退所時)

おむつ……………常時失禁状態にあり、おむつが必要な場合の費用

か ぐ じゅうき すいじょうぐ しょっきるいなど ひよう ほ ご かいしじ ちょうきにゆういんご
○家具什器……………炊事用具・食器類等の費用 (保護開始時、長期入院後の
退院、入所後の退所時、災害罹災者で家具什器の持ち合わせがない場合)

にゆうがくじゅんびきん しょう ちゅうがっこう にゆうがくじゅんび ひつよう ひよう
○入学準備金……………小・中学校の入学準備に必要な費用

けいやくこうしんりょう きょじゅう しゃくや とう けいやくこうしん ひつよう
○契約更新料……………居住する借家、アパート等の契約更新で必要とする場合の費用

しききん ちょうきたいいんご てんきよしどう た の しん え
○敷金など……………長期退院後や転居指導、立ち退きなど真にやむを得ない理由で転居に必要な費用



2 医療などに関するもの

ちりょうざいりょう きゅうふ めがね ほこうほじょつえ ぎし きゅうふ う ひよう
○治療材料の給付……………眼鏡、歩行補助杖、義肢などの給付を受ける費用

せじゆつ きゅうふ じゅうどうせいふく ま きゅうふ
○施術の給付……………柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの給付
を受ける費用

いそう きゅうふ いりょうきかん つういん こうつうひ でんしゃ
○移送の給付……………医療機関に通院するための交通費 (電車、バスなど)

それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、上記の
項目であっても支給されない場合があります。また、一時扶助は上記
項目以外にもありますので、まずは、福祉事務所にご相談ください。支給
にあたっては、領収書などの書類が必要な場合もあります。

せいかつ ほ ご じゅきゆう 生活保護を受給したら

せいかつ ほ ご けんり ほしょう いっぽう まも ぎむ
生活保護では、権利が保障されている一方で、守らなければならない義務な
どがあります。わからないことがあったら、ちくたんとういん
地区担当員（ケースワーカー）に
そうだん
相談してください。

ぎむ まも ほ ご へんこう ていし はいし おこな
義務などを守れないときは、保護の変更、停止、廃止を行うことがありま
す。

1 げんめんせいど 減免制度など

せいかつ ほ ご う かた こくみんねんきんほけんりょう すいどうりょうきん
生活保護を受けられた方は、国民年金保険料、水道料金、テレビの
ほうそうじゅしんりょう じゅうみんぜい こていしさんぜい によしよりてすうりょう しんせい げんがく
放送受信料、住民税、固定資産税、し尿処理手数料などが申請により減額
また めんじょ かなら ここ てつづ
又は免除されますので、必ず個々の手続きをしてください。
ほか し ゆうりょう ぶくろ いちぶむりょうはいふ
その他に市の有料ごみ袋の一部無料配布などがあります。

2 せいかつじょう どりょく ぎむ 生活上の努力をする義務

けいかくてき せいかつ いじ
計画的な暮らしをして、生活の維持、
こうじょう つと
向上に努めてください。

はたら ひと のうりょく おう はたら
○働ける人は、能力に応じて働いてください。

びょうき はたら ひと ちりょう せんねん
○病気などで働けない人は治療に専念してください。



3 とどけで ぎむ 届出する義務

ほ ご ひ てきせい けってい おこなう しゅうにゅう すみ しんこく
保護費の適正な決定を行うためには、収入など速やかに申告していただ
ひつよう
く必要があります。

せいかつ じょうきょう か かなら ふくしじむしょ
また、生活しているなかで、状況が変わったときは、必ず福祉事務所
ちくたんとういん とどけで
の地区担当員へ届出をしてください。

しごと はじ や しごと か
○仕事を始めたとき、辞めたとき、仕事を変えたとき

しゅうにゅう ふ へ はたら ひと まいつきしゅうにゅうしんこく
○収入が増えたとき、減ったとき（働いている人は毎月収入申告し
てください）

ねんきん てあて う きんがく か
○年金や手当が受けられるようになったとき、金額が変わったとき

- 家族の人数が変わったとき（転出や死亡、転入、出産など）
- 病気やけがで医者に行くとき、また病気が治って受診をやめるとき
- 入院や退院をしたとき、また、入院先を変えるとき
- 住所や家賃が変わるとき
- 中学や高校卒業後の進路が決まったとき
- 社会保険に加入、喪失したとき
- 自分の力で生活していける見とおしがついたとき
- その他、生活等の状況が変わったとき



4 指示等に従う義務

福祉事務所が保護を受けている人に対し、生活の維持、向上その他保護の目的達成のために指導または指示をすることがあります。この指導または指示には従わなければなりません。

5 費用を返還する義務

資力（土地家屋、生命保険、年金、交通事故の補償金など）があっても、すぐに活用できず、窮迫状態の場合は、生活保護をいったん開始します。

（保護費が支給されます。）

生活保護の受給開始後、資力が活用できることになったとき（土地などが売れたとき、生命保険の解約返戻金を受け取ったときなど）には、それまでに支給した保護費（医療費、介護費を含む）をさかのぼって返還していただくこととなります。（世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合があります。）



事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

びょうき 病気やけがをしたら

1 医療機関にかかるとき

事前に福祉事務所に傷病届を提出し、診療依頼書の交付を受けて医療機関に提示する必要があります。病状などにより来所出来ないときは、地区担当員へ必ず連絡してください。

病気やけがが治り、通院を止めるときは、必ず地区担当員へ連絡してください。入院したとき、退院したときも必ず連絡してください。

休日や夜間などに急病で医療機関にかかるときは、生活保護を受けていることを必ず伝えてください。後日、速やかに受診したことを地区担当員に連絡してください。



2 指定医療機関とは・病院の選び方

指定医療機関とは生活保護法の指定を受けている医療機関のことを言います。指定を受けていない医療機関は原則受診できません。

原則、自宅から近い医療機関にしましょう。受診する医療機関は、地区担当員に必ず相談・報告してください。

同じ病気で複数の医療機関にかかることはできません。また、治療途中で理由もなく、医療機関を変更することはできません。特別な事情がある場合は、地区担当員に相談してください。



3 薬局について

薬の重複服用にならないように、薬局はなるべく一か所にしましょう。

受診のたびに、薬局を変えることはできません。

くすりてちょう かつよう の あ くすり じゅうふく ふくさよう
お薬手帳を活用し、飲み合わせや薬の重複をチェックし、副作用のリス
スクなどを減らしましょう。

4 通院回数・頻度について

いし しじ かいすういじょう じゅしん ひんかいじゅしん
医師の指示した回数以上の受診をすることはできません。頻回受診に
がいたう かた ちく たんとういん しどう おこな
該当する方には地区担当員が指導を行うことがあります。

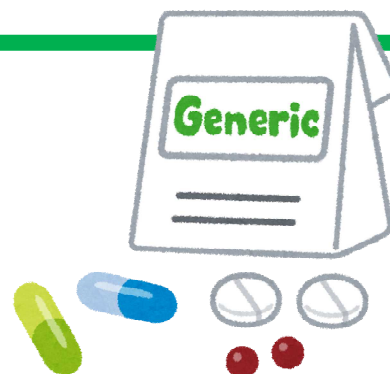
5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

せいかつ ほ ご う かた いし しか いし こうはついやくひん しょう
生活保護を受けている方は、医師または歯科医師により後発医薬品の使用
かのう はんだん ばあい ほんにん きぼう げんそく
が可能と判断された場合は、本人が希望するかどうかにかかわらず、原則と
して後発医薬品が調剤されます。（医学的に先発医薬品の使用が必要と
はんだん ばあい こうはついやくひん ざいこ ばあい せんぱついやくひん ほう やす ばあい
判断された場合、後発医薬品の在庫がない場合、先発医薬品の方が安い場合
は除く）

こうはついやくひん しょう ふあん ばあい いし しか いし やくざいし そうだん
後発医薬品の使用に不安がある場合は、医師や歯科医師、薬剤師に相談し
てください。

後発医薬品って？

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分
をおな りょうふく くすり せんぱついやくひん ひんしつ きめ あんぜんせい
を同じ量含む薬であり、先発医薬品と品質や効き目、安全性が
どうとう げんせい しんさ
同等であることを厳正に審査したものです。
- 後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。



ちくたんとういん 地区担当員について

ちくたんとういん やくわり 地区担当員の役割

地区担当員はケースワーカーともいい、あなたのお住まいの地区ごとに担当が決まっています。保護に必要な調査をするだけでなく、一日も早くあなたの世帯が自立できるよう、家族の悩みごとなどを一緒に考え、手助けしてくれる人です。また生活状況の確認など定期的に訪問します。

仕事上で知り得た個人の秘密は固く守りますので、遠慮なく相談してください。

ちくたんとういん
あなたの地区担当員は_____です。

みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員について

みんせいいいん じどういいん やくわり 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の福祉の身近な相談役です。相談内容をほかの人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。そのときは、地区担当員がご紹介しますので、お気軽にお問い合わせください。